

日本スポーツ振興センター災害共済給付制度への加入及び
被保険者情報の提供に関する依頼について

I 日本スポーツ振興センター災害共済給付制度への加入について

独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成14年法律第162号)による災害共済給付制度は、認定こども園管理下で災害があった場合に、医療費等の必要な給付を行うことを目的としたものです。この制度の加入については、保護者の同意が必要です。制度の趣旨を御理解の上、加入をお願いします。

《制度及び給付の概要》

- 1 加入に当たり、保護者の同意と次の共済掛金が必要です。次の同意書に記入・押印し、認定こども園に提出してください。
児童1人当たり、年額295円(このうち保護者が負担する額は200円で、残りの95円は設置者が負担します。)
- 2 この制度に加入した児童は、認定こども園(通常の方法で登降園中も含む。)で災害にあった場合に、医療費等の給付が受けられます。ただし、療養に要する費用が5,000円以上(診療報酬請求点数500点以上)の場合に限ります。
- 3 この制度により医療を受けた場合は、領収書(又はその写し)を認定こども園に提示していただきます。
- 4(1)月ごとの総医療費(健康保険法[大正11年法律第70号]に基づく診療報酬額)等の4/10の額(乳幼児等医療費助成制度利用の場合は、自己負担額に総医療費の1/10を加算した額)が給付されます。
(2)障害見舞金は、障がいの程度に応じて支給されます。
(3)死亡見舞金は、2,800万円(登降園中の場合は、1,400万円)支給されます。
ただし、原因が他者(第三者)にある場合は、加害者に損害賠償責任があるため、そちらが優先されます。
※詳しい内容については、裏面の災害共済給付の給付基準を御確認ください。
- 5 高額療養費に係る場合は、課税状況、同一世帯内での高額療養費の該当状況により、この制度からの医療費給付額が変わることがあります。これに該当する場合は、所要事項を確認させていただきますので御了承ください。
- 6 今の認定こども園から他の保育所(園)等へ転所(園)した場合、転所(園)先で同意書を提出してください。ただし、共済掛金について同一年度内は徴収しません。
なお、同意書(私立認定こども園[幼保連携型]用)は認定こども園で保管し、災害共済給付の申請以外に使用することはありません。

生活保護受給世帯は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法第17条第4項の規定により、「共済掛金を徴収しないことができる。」とされていますので、必ず認定こども園長に申し出てください。

お願い _____ 月 _____ 日までに、認定こども園へ提出してください。

-----キ リ ト リ 線-----
2018年度(平成30年度)独立行政法人日本スポーツ振興センター加入
同意書(私立認定こども園[幼保連携型]用)

設置者様

施設名 _____ 組
ふりがな _____
児童名前 _____ 生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

貴認定こども園が独立行政法人日本スポーツ振興センターと締結する災害給付契約について、上記児童が加入することに同意します。

住所 _____ 年 _____ 月 _____ 日

保護者又は後見人名前 _____



裏面あり

《災害共済給付の給付基準》

(独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令〔平成15年政令第369号〕第3条から)

1 給付の種類と内容

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	その原因である事由が保育所等の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの	医療費 ●医療保険並の療養に要する費用の額の4/10(そのうち1/10は、療養に伴って要する費用として加算される分) ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額(所得区分により限度額が異なる。)に療養に要する費用の額の1/10を加算した額 ●入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
疾病	その原因である事由が保育所等の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもののうち、文部科学省令で定めているもの ・給食等による中毒・ガス等による中毒・熱中症・溺水・異物の嚥下又は迷入による疾病・漆等による皮膚炎・外部衝撃等による疾病・負傷による疾病	
障害	保育所等の管理下の負傷及び疾病が治った後に残った障害	障害見舞金 3,770万円～82万円 (登降園中の災害の場合は半額)
死亡	保育所等の管理下において発生した事由に起因する死亡及び疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 2,800万円 (登降園中の災害の場合は半額)
	突然死 運動などの行為に起因する突然死	死亡見舞金 2,800万円 (登降園中の災害の場合は半額)
	突然死 運動などの行為と関連のない突然死	死亡見舞金 1,400万円 (登降園中の災害の場合も同額)

(※見舞金は、2005年度〔平成17年度〕以降に給付事由が生じた場合の額です。)

なお、保育所等の管理下とは、次の場合をいいます。

- | | |
|--------------------------|----------------------|
| (1) 保育所等における保育中 | (4) 通常の経路及び方法による登降所中 |
| (2) 保育計画に基づく課外活動中 | (5) 寄宿舎にあるとき等 |
| (3) 休憩時間中及び保育所等の定めた特定時間中 | |

2 給付基準

- 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。
- 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないときは、時効によって消滅します。
- 損害賠償を受けたときや他の法令の規定による補償や給付(例えば、地方公共団体の条例等による乳幼児医療費助成制度・ひとり親家庭医療費助成制度)等を受けたときは、その価額の限度において、給付を行いません。
- 生活保護法による保護を受けている世帯に属する保育所等の児童に係る災害については、医療費の給付は行いません。

II 被保険者情報の提供について

次の1及び2を記入してください。

なお、緊急時に認定こども園から受診する際、医療機関から、児童を扶養している保護者の被保険者証の種類(国民健康保険、健康保険、船員保険、各種共済保険等)等について、確認を求められた場合に提示する以外に使用することはありません。

また、緊急時に認定こども園から受診する際の参考にしますので、かかりつけの内科・外科・歯科等の名称等を記入してください。

※保険証の種類等が変わったら、必ず認定こども園へ御連絡ください。

-----キ リ ト リ 線 -----

1 被保険者証 (転記)

保険証の種類			
記号		番号	
被保険者名 (世帯主)			
被保険者の 住所			
発行機関	保険者番号 名称		

2 かかりつけ医等の医療機関名と電話番号

	TEL
	TEL
	TEL
	TEL